

# 桜川市公共施設跡地等利用基本方針



平成30年2月

桜川市

## 目 次

|                |   |
|----------------|---|
| 1 基本方針策定の目的    | 1 |
| 2 公共施設の現状と課題   | 2 |
| 3 利活用の基本的考え方   | 3 |
| 4 跡地利用における優先順位 | 5 |
| 5 利活用の検討手続き    | 6 |
| 6 特殊事情等の対応     | 9 |

## 1 基本方針策定の目的

桜川市では、人口急増期に行政サービスの充実を図るために多くの公共施設を整備してきました。これらの公共建築物は整備から数十年が経過し、改修及び建て替えの時期を迎えており、今後は多額の更新費用が必要になることが想定されます。また、人口減少や少子高齢化による社会情勢の変化に伴い、多様化する住民ニーズへの対応が求められており、各施設の統廃合による施設の再編とそれにより廃止となる施設（市有財産）の活用が課題となっております。

保育所・幼稚園においても施設の老朽化が進んでおり、少子化の影響で子ども数が減少しているため、施設の再編を行い平成28年4月に認定こども園3園を開園しました。また、平成30年4月から真壁小学校・紫尾小学校は桃山中学校の敷地に統合し、桃山中学校と一緒に桜川市初の小中一貫教育校桜川市立桃山学園が開校します。

このことにより、利用が決まっていない真壁小学校、紫尾小学校、旧やまと保育所及び旧岩瀬北部保育所の跡地等の利活用について、平成29年9月1日から10月31日までの2カ月間において、市有財産の民間活用に関するアイデア募集をしました。その結果、幅広い提案があったことから跡地利用を決定するためのルール作りの必要性を認識しました。

市では、今後の持続可能なまちづくりの推進を図り、市民全体の貴重な財産を有効に利用するため、施設跡地の利用等の方策を早期に示すことが求められているとの認識のもと、今回「桜川市公共施設跡地等※利用基本方針」を作成することとしました。

※公共施設跡地等：市が保有する公共施設の跡地その他の市が保有する用途が定められていない土地及び建物

## 2 公共施設の現状と課題

### (1) 桜川市の公共施設の現状

桜川市の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和46年(1971年)から平成5年(1993年)にかけて整備が集中しています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年(1980年)以前に整備された施設は、施設全体の約44.3%にのぼります。従って、施設の安心・安全の観点から課題を有した施設を抱えていると言えます。

本市では「桜川市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の長寿命化を進めるとともに、統廃合や複合化を検討していくこととしています。これらの進捗に合わせ、さらに施設跡地が発生することが想定されます。

### (2) 暫定利用上の課題

- 残された施設・設備をそのまま利用して、安価で運用でき、かつ二重投資を避けることができる利点がある反面、施設の安全管理や建物設備、消防施設等の機能維持等の課題があります。
- 施設・設備の規模、機能と暫定利用の内容が一致せず、光熱水費をはじめとする運営コストは相当の割高となり、費用対効果の課題があります。また、使用料等受益者負担について、ほかの公共施設との均衡が取りにくい課題があります。
- 暫定利用は恒久的利用時には廃止となるので、利用が不安定です。また、暫定利用が長期にわたりかつ利用対象が限定されているような場合、占有的な利用状況や、利用者の既得意識を生むこともあり、市民のための恒久的利用への障害になることが懸念されます。
- 用途地域による建築制限や既存施設の建築時の許可の内容等により利用が困難な場合があります。

### 3 利活用の基本的考え方

学校施設をはじめとする公共施設は、それぞれの設置目的を達成するため、市民の理解のもと各種制度に位置付けられて整備し、これまで維持、運営されてきた市民共通の貴重な財産です。したがって、これらの施設がその機能を終え、施設跡地となった場合には、「施設が余ったから何かに使う」という発想ではなく、改修や運営などのコストに相当の経費を要することも十分考慮し、今後における人口減少、超高齢社会の進展及び公共施設の老朽化も念頭に、まちづくりを進める課題に適切に対応するため、最も有効な方策を厳選していく必要があります。そのため、次の視点を定めます。

#### ① 行政需要・市民ニーズの視点

多様化・高度化する市民ニーズを考慮するとともに、中長期的な視野で、求められる行政需要に適切に対応し、将来を見通した活用を図ります。そして、施設跡地は桜川市民共有の財産であることから、総合計画をはじめ各種行政計画などとの整合性にも十分留意し、市民全体の利益につながる利活用を進めます。

#### ② 地域への配慮の視点

学校施設などは、特に地域住民との関わりも深く、愛着があるとともに、地域のシンボリック的存在となってきました。こうした機能を果たしてきた経緯を踏まえ、利活用に当たっては地域全体の意向を配慮するよう努めます。

#### ③ 民間活用の視点

行政需要に対応した利活用を行う場合においても、市が直接実施しなくても、民間にできるものは民間に委ねて、結果として市民の利益に還元できるよう努めます。また、貸付や交換、売却など多様な選択肢により、財産の有効活用を進めるとともに、土地利用については、まちづくりの方向性に沿ったものとなるよう可能な限り誘導します。

#### ④ 財政健全化の視点

桜川市の平成29年度における一般会計の歳入予算では、歳入の約4分の1を地方交付税に依存しております。地方交付税の多くを占める普通交付税交付金は、合併特例法による優遇措置が段階的に縮減され、平成33年度にはこの優遇措置がなくなります。

市の財政健全化を図るために、民間事業所等へ施設跡地の売却や有償貸付を

行うことについても検討します。また、借地している土地は、跡地における事業展開の必然性が特に認められない限り、原則所有者に土地の返還を行うものとしてします。

利活用について具体的に検討を進める場合は、次の事項に配慮する必要があります。

**【配慮事項1 施設の水準・有効性・経済性】**

利活用施設を良好な管理・保全状況に保ち続け、効果的かつ効率的な施設サービスを図り、納税者に納得の得られるコストで改修、運営し、非効率・不公平とならないよう検討します。

**【配慮事項2 地域防災】**

地域の防災上施設の果たす役割を十分踏まえ、その機能が損なわれないよう努めます。

**【配慮事項3 国庫補助金等の精算及び活用】**

学校施設など整備時に国庫補助金等を活用した場合、精算内容などの調査を踏まえ対応します。また、改修等新たな施設整備を伴う場合は、可能な限り国庫補助金など特定財源の活用を図ります。

**【配慮事項4 用途地域・建築制限】**

既存施設の建物用途や建築許可等の内容を踏まえ、次の施設利用の制約等の確認を進めます。

**【配慮事項5 暫定利用の検討】**

施設跡地の利活用については、恒久的な活用が図られるまでに財源対策も含め、相応の時間を要することが想定されます。一方、新たな行政需要が生じた段階で活用できるよう備えること(将来のまちづくりのための担保用地)もあり、暫定利用の可能性も踏まえ検討します。

## 4 跡地利用における優先順位

跡地利用にあたっての優先順位は、前述「3利活用の基本的な考え方」を踏まえた上で、(1)本市事業、(2)公共的・公益的な団体による事業、(3)民間事業の順とします。

### (1) 本市事業による活用

対象地において、市が行政目的で活用(転用)することが検討される場合は、事業展開の可能性を優先して検討します。

### (2) 公共・公益的団体等による活用

他の公共団体や、福祉・教育施設など公益的な事業を民間事業者等が行う要望等があれば、これら事業展開による活用を検討します。

地域活動を支える地域コミュニティの場として、地域が施設の利活用、維持管理、運営など事業計画等の提示により、施設跡地の利活用の要望があったときは、利活用内容を精査したうえで検討します。

### (3) 民間事業者等による活用

公共・公益的な活用が見込まれない跡地については、売却や有償貸付を基本として、民間事業者等による活用を検討します。

民間事業者等を活用した跡地利用については、市域全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性とともにより市や地域に与える影響などを考慮した上での活用とします。

## 5 利活用の検討手続き

個別の施設跡地の利活用を検討する場合には、上記の基本的な考えにしたがい、次のように進めます。

### (1) 検討体制

施設跡地の民間等での利活用を進めようとする場合は、跡地の利活用方法を「市有財産跡地等利活用審議会」（以下、「審議会」という。）を組織して、民間活用の提案をもとに跡地利用の事業選考を行います。

審議会において、施設近隣住民の意見を聴くことが必要であると認めた場合は、その対象施設ごとに地域の代表者で組織する「市有財産（施設名称）跡地等利活用検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置します。検討委員会では、民間事業提案を地域の意向を踏まえて有効活用策を検討します。

また、地域では地域住民が主体となった跡地利活用において議論が行われるよう促します。この地域組織と市の関係部署が相互に連携しつつ、協働により跡地等の利活用の検討を進めます。

### (2) 検討手続きと進め方

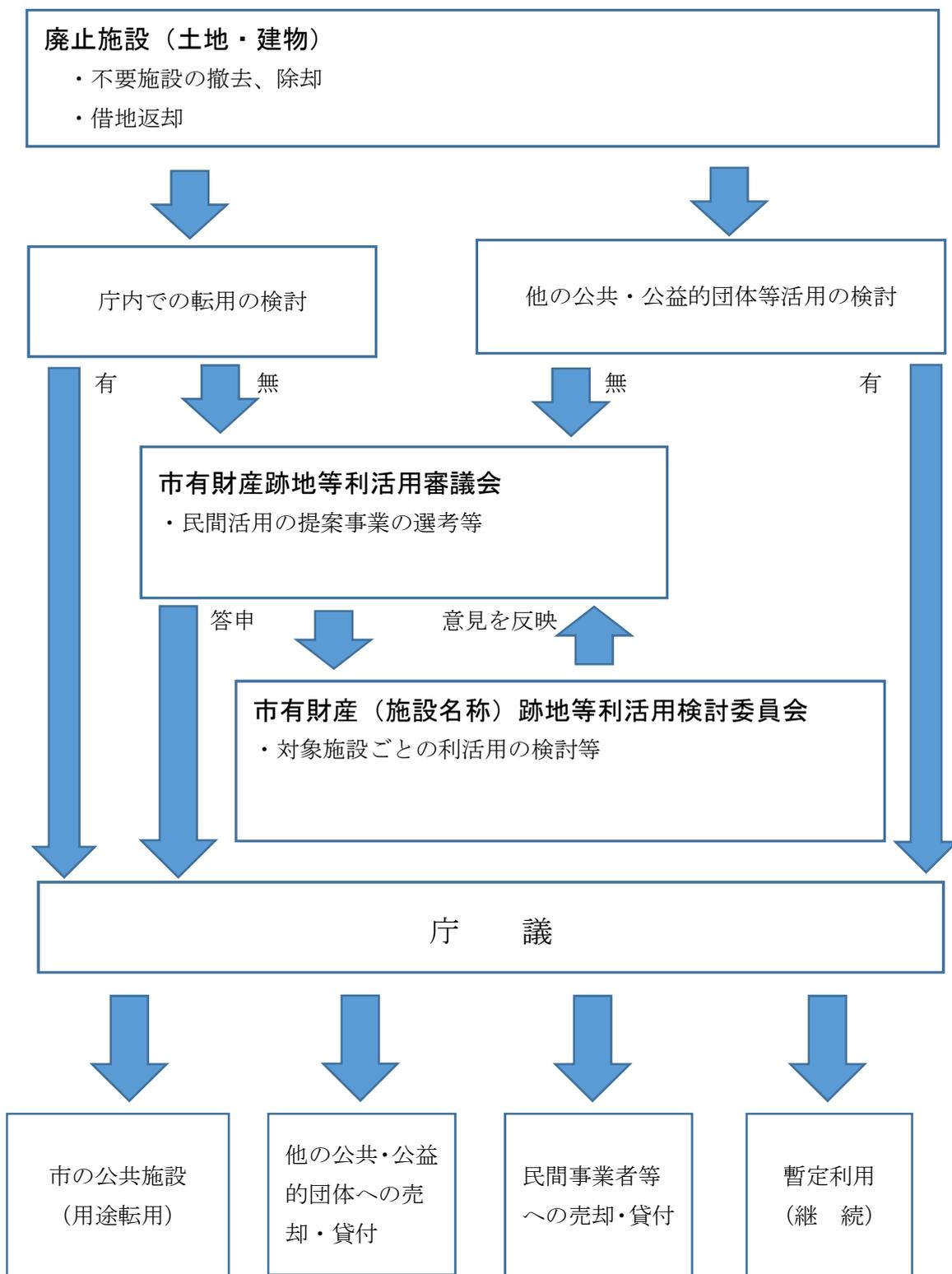
- ① 市による活用（転用）又は公共・公益的団体等による活用を検討し、その必要性がないと認めた場合には、民間事業者等での活用を進めます。
- ② 本基本方針に基づいて、個々の廃止施設ごとに「市有財産（施設名称）跡地活用者募集要項」を作成して、担い手による事業提案の一般公募をします。
- ③ 審議会において、提出された事業提案を総合的に審査検討したうえで事業者（担い手）を選考します。必要に応じて、地域の代表者で組織する検討委員会に意見を求め、その意見を参考に事業者の選考をします。
- ④ 検討委員会を設置する場合、検討委員会では事業提案を基本に跡地利用について検討します。
- ⑤ 必要に応じて、関係審議会や近隣住民への事業説明会を開催します。

- ⑥ 審議会の答申や事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性を考慮しながら、庁議※にて最終決定をします。

※庁議：桜川市の行政運営の基本方針及び重要事項を審議し、行政の適正かつ効率的な執行を図るため、市長、副市長、教育長、各部長等で構成されている組織。

- ⑦ 提案者がいない場合には、新たな行政需要が生じた段階で活用できるよう備え、暫定利用を庁内で検討します。

## 利活用の検討手続きフロー



## 6 特殊事情等の対応

特定の公共施設跡地等の利活用について、地域的に対策が求められるなど特殊事情が生じた場合等は、本方針の過程を経ることなく検討することとします。

桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会  
報 告 書

平成30年3月

桜川市保健福祉部児童福祉課

## 〈目次〉

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会の趣旨      | 1  |
|   | （1）あり方検討委員会の基本的な考え方           |    |
|   | （2）あり方検討委員会の経過                |    |
| 2 | 桜川市の教育・保育施設の現状                | 3  |
|   | （1）人口と出生数の現状と動向               |    |
|   | （2）市内教育・保育の現状                 |    |
|   | （3）待機児童数                      |    |
| 3 | 桜川市内の教育・保育需要の予測               | 7  |
|   | （1）就学前児童の年齢別人口推移              |    |
|   | （2）教育・保育施設の入園児童と需要の推移         |    |
| 4 | 桜川市内の教育・保育施設（公立・私立）の比較について    | 9  |
|   | （1）教育・保育施設の配置状況【こども園・幼稚園・保育園】 |    |
|   | （2）多様化する保育ニーズへの対応             |    |
|   | （3）教育・保育施設の運営費の状況             |    |
|   | （4）運営コストの比較                   |    |
| 5 | 公立教育・保育施設の課題                  | 19 |
|   | （1）施設関係                       |    |
|   | （2）職員（保育士・幼稚園教諭）雇用状況          |    |
|   | （3）多様な教育・保育ニーズへの対応            |    |
|   | （4）運営関係                       |    |
| 6 | 公立教育・保育施設の今後のあり方・方向性          | 22 |
|   | 桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会設置要綱     | 24 |
|   | 桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会名簿       | 26 |

## 1 公立教育・保育施設のあり方検討委員会の趣旨

全国的な出生率の低下、核家族化の進行、地域コミュニティの衰退、女性の社会進出による就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、本市では平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき「桜川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実や安定した就学前児童の教育・保育の提供に努めてきました。

保護者の教育・保育へのニーズは多様化しており、特に低年齢児の保育需要が急激に増えているため、就労と子育ての両立を支援していくうえで、公立と私立（民間）の教育・保育施設がともに役割を果たそうと、運営に取り組んでいるところです。

しかし、民間施設における運営経費については、国・県・市が応分の負担をしておりますが、公立施設については、三位一体の改革に伴い平成16年度から一般財源化され運営費の補助が廃止されています。その後、一部が交付税措置されていますが、公立施設の運営に要するすべての費用を桜川市が負担している状況となっています。

本市では、独自に「教育・保育施設等利用者負担額軽減化事業」を実施し、多子世帯の経済的支援にも力を注いでいます。また、民間施設における保育士等の不足が深刻な問題となっており、保育士等の確保のために助成金の支給についても要望が出ております。公立の教育・保育施設の老朽化への対応も予測され、子育て支援をさらに充実させるためには財源の確保が必要となります。

今後、限られた予算で教育保育の質をより一層向上させ、多様なニーズに対応するために、公立施設の役割や位置づけについて改めて考え、どのように運営すべきか、また、いかにして充実したサービスを提供できるか、改めて本市における公立教育・保育施設のあり方を検討するものです。

### （1）あり方検討委員会の基本的な考え方

検討委員会の基本的な考え方としては、以下の観点により検討を行う。

- 子どもの利益を最優先する
- 教育保育の質の向上を基本とした、公立の教育、保育、子育て支援サービスの実施について、今後のあり方や方策を検討する
- 今後の公立施設のあり方や、民間活力を導入した運営方法について、市全体を枠組みとした中で検討する

## (2) あり方検討委員会の経過

第1回あり方検討委員会 平成29年12月18日(月)午後1時30分～

検討事項 ○教育・保育サービスの現状と動向

第2回あり方検討委員会 平成30年1月18日(木)午後1時30分～

検討事項 ○公立教育・保育施設の役割について

○今後の公立教育・保育施設の運営について

第3回あり方検討委員会 平成30年2月14日(水)午前9時30分～

検討事項 ○今後の公立教育・保育施設の運営について

・民間活力導入の手法

第4回あり方検討委員会 平成30年3月23日(金)午後1時30分～

検討事項 ○公立教育・保育施設の今後のあり方と運営方法について

(1) 公立認定こども園の民営化ガイドライン(案)

(2) 公立まかべ幼稚園の今後のあり方について

○まとめ

今般、これらの検討結果について、ここに取りまとめ報告するものとする。

## 2 桜川市の教育・保育施設の現状

核家族化や少子化、共働き世帯の増加、地域における日常的な交流やつながりの希薄化など、子育て環境が大きく変化している中で、本市の教育・保育施設はそれぞれの地域の子育て拠点施設として保護者の教育・保育ニーズに応え、仕事と子育ての両立支援の推進に努めてきました。

また、本市の教育・保育施設では、入園基準、入園決定及び利用者負担額（保育料・授業料）は、公立・私立（民間）を問わず市の条例等に基づき定められており、公立と私立（民間）での差はありません。

### （1）人口と出生数の現状と動向

本市の2015（平成27）年人口（国勢調査）は、42,632人ですが、2040（平成52）年の人口は、30,153人になると推計されています。また、現在の減少傾向が今後も続く場合には、27,680人になるという推計も出されています。

転出・転入者数については、全国1,719市町村のうち、転入のほうが多いのは408市町村しかなく、およそ7割以上の市町村では、出ていく人の方が多い状態です。本市でも2014（平成26）年の、転入・転出者を比較すると転出者が319人多くなっており、

出生数については、2000（平成12）年は453人でしたが、年々減少傾向にあり、2014（平成26）年は232人となり、平成12年から見ると48.7%の減少となっています。そして5年後には200人前後、10年後には150人という推計も出ており、転出超過や出生数の低下により急激な人口減少が続いています。

2005年～2014年の人口動向における推移について

（単位：人）

| 年度    | 2005   | 2006   | 2007   | 2008   | 2009   | 2010   | 2011   | 2012   | 2013   | 2014   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口   | 48,400 | 47,997 | 47,590 | 47,058 | 46,575 | 45,673 | 45,105 | 44,449 | 43,826 | 43,190 |
| 出生数   | 338    | 329    | 352    | 344    | 298    | 304    | 263    | 298    | 269    | 232    |
| 死亡数   | 554    | 504    | 578    | 561    | 573    | 576    | 624    | 690    | 590    | 589    |
| 転入－転出 | -218   | -211   | -194   | -298   | -281   | -208   | -262   | -283   | -317   | -319   |
| 転入    | 1,140  | 1,038  | 988    | 957    | 838    | 876    | 857    | 833    | 839    | 815    |
| 転出    | 1,358  | 1,249  | 1,182  | 1,255  | 1,119  | 1,084  | 1,119  | 1,116  | 1,156  | 1,134  |

資料：桜川市第2次総合計画 P26.27 ページより引用

## (2) 市内教育・保育の現状

### ① 認定こども園・幼稚園（1号認定）

2010（平成22）年から2017（平成29）年にかけての、直近8年間の本市の施設数と定員合計の推移を見ると、平成22年は公立幼稚園3園（定員480人）と私立幼稚園（認定こども園含む）2園（定員385人）の合計5か所で定員合計865人でした。その後、平成22年度の私立 わかば幼稚園 の閉園（定員105人）や、2014（平成26）年の私立 ひなの里幼稚園 の閉園（定員105人）により定員合計は845人となり、2015（平成27）年には「子ども・子育て支援事業計画」の策定により、大幅な利用定員の見直し等を行い、公立幼稚園3園（定員200人）と私立幼稚園（認定こども園含む）2園（定員173人）の合計5か所で定員合計373人に変更しております。

さらに 2016（平成28）年4月、「桜川市公立保育所・幼稚園再編成計画」の実施によって、

東部保育所に北部保育所を統合 → 岩瀬東部認定こども園（北部保育所廃止）  
 岩瀬保育所に坂戸幼稚園統合 → 岩瀬認定こども園（坂戸幼稚園廃止）  
 やまと幼稚園にやまと保育所統合 → やまと認定こども園（やまと保育所廃止）

保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持つ、保育所型の認定こども園3園を開設しました。現在では、公立幼稚園（認定こども園含む）4園（定員170人）と私立幼稚園（認定こども園含む）2園（定員225人）の市内合計6か所で、定員合計395人として現在に至っています。

2010年以降の1号認定（就学前教育）定員数と公立・私立の施設数について

| 年    | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1号定員 | 865  | 760  | 760  | 740  | 845  | 373  | 368  | 395  |
| 施設数  | 5    | 4    | 4    | 4    | 5    | 5    | 6    | 6    |
| 公立   | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    | 4    | 4    |
| 私立   | 2    | 1    | 1    | 1    | 2    | 2    | 2    | 2    |

※2010（平成22）年度 私立わかば幼稚園閉園

※2014（平成26）年度 私立ひなの里幼稚園閉園

## 1号認定（就学前教育）の入園児童数と入園率について

（単位：人）

|        | 定員（人） |     |     | 入園児童数（人） |       |     |       |     |       |
|--------|-------|-----|-----|----------|-------|-----|-------|-----|-------|
|        | 総数    | 公立  | 私立  | 総数       | 入園率   | 公立  | 入園率   | 私立  | 入園率   |
| H22    | 865   | 480 | 385 | 521      | 60.2% | 270 | 56.3% | 251 | 65.2% |
| H23    | 760   | 480 | 280 | 496      | 65.3% | 254 | 52.9% | 242 | 86.4% |
| H24    | 760   | 480 | 280 | 508      | 66.8% | 247 | 51.5% | 261 | 93.2% |
| H25    | 740   | 460 | 280 | 457      | 61.8% | 199 | 43.3% | 258 | 92.1% |
| H26    | 845   | 460 | 385 | 462      | 54.7% | 187 | 40.7% | 275 | 71.4% |
| H27    | 373   | 200 | 173 | 333      | 89.3% | 172 | 86.0% | 161 | 93.1% |
| H28    | 368   | 170 | 198 | 329      | 89.4% | 134 | 78.8% | 195 | 98.5% |
| H29.10 | 395   | 170 | 225 | 328      | 83.0% | 113 | 66.5% | 215 | 95.6% |

## ②認定こども園・保育園（2・3号認定）

2010（平成22）年には、公立保育所4か所（定員480人）と私立保育園（認定こども園含む）2か所（定員340人）の合計6か所で定員合計820人でした。その後、公立の定員を80人減らし400人とし、2014（平成26）年には私立 ひなの里保育園 の開園、さらに2016（平成28）年には1号認定と同様「子ども・子育て支援事業計画」の策定や「公立保育所・幼稚園再編成計画」の実施により、利用定員の見直しを図り、公立認定こども園3園（定員375人）と私立保育園（認定こども園含む）3園（定員402人）の合計6か所で定員合計777人となっています。現在は、公立（定員375人）私立（407人）の合計6か所で定員合計782人として実施しています。

## 2010年以降の2号・3号認定（保育）定員数と公立・私立の施設数について

| 年      | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 2・3号定員 | 820  | 820  | 740  | 740  | 740  | 792  | 777  | 782  |
| 施設数    | 6    | 6    | 6    | 6    | 7    | 7    | 6    | 6    |
| 公立     | 4    | 4    | 4    | 4    | 4    | 4    | 3    | 3    |
| 私立     | 2    | 2    | 2    | 2    | 3    | 3    | 3    | 3    |

※2014（平成26）年度 私立ひなの里保育園開園

## 2号・3号認定（保育）の入園児童数と入園率について

（単位：人）

|        | 定員（人） |     |     | 入園児童数（人） |       |     |       |     |        |
|--------|-------|-----|-----|----------|-------|-----|-------|-----|--------|
|        | 総数    | 公立  | 私立  | 総数       | 入園率   | 公立  | 入園率   | 私立  | 入園率    |
| H22    | 820   | 480 | 340 | 639      | 77.9% | 326 | 67.9% | 313 | 92.1%  |
| H23    | 820   | 480 | 340 | 649      | 79.1% | 328 | 68.3% | 321 | 94.4%  |
| H24    | 740   | 400 | 340 | 662      | 89.5% | 342 | 85.5% | 320 | 94.1%  |
| H25    | 740   | 400 | 340 | 660      | 89.2% | 336 | 84.0% | 324 | 95.3%  |
| H26    | 740   | 400 | 340 | 654      | 88.4% | 336 | 84.0% | 318 | 93.5%  |
| H27    | 792   | 390 | 402 | 710      | 89.6% | 316 | 81.0% | 394 | 98.0%  |
| H28    | 777   | 375 | 402 | 716      | 92.1% | 319 | 85.1% | 397 | 98.8%  |
| H29.10 | 782   | 375 | 407 | 755      | 96.5% | 339 | 90.4% | 416 | 102.2% |

## ③入園児童数と入園率について

1号認定(就学前教育)は、入園児童数が2010(平成22)年は521人(60%)で、2018(平成26)年462人(54%)、直近の2017(平成29)年では328人(83%)と減少(-37%)が進んでおります。入園率を見ると、公立は25年まで定員の50%を前後するところとなっているのに対し、私立(民間)施設の22年閉園・26年開園により一時的に減少しているところや、少子化や保護者ニーズを反映させた「子ども・子育て支援事業計画」の策定による利用定員の見直しによって、公立・私立(民間)ともに、よりこれまでの傾向や現状が明らかとなりました。直近では公立の入園児童数113人(66.5%)で私立(民間)が215人(95.6%)です。私立(民間)は入園率が高い為、途中入園は難しく、公立は余裕があり、毎年定員割れをしている状況です。

2号3号認定(保育)は、入園児童数が2010(平成22)年度には639人(77.9%)で2018(平成26)年654人(88.4%)、直近では2019(平成29)年では755人(96.5%)と年々増えて(約18%増)おります。入園率を見てみると、2015(平成27)年以降は「子ども・子育て支援事業計画」の導入により、定員数を増やしていながらも、私立(民間)の入園率は100%に近い状況です。また、公立も81~90%と入園率が高くなっており、途中入園は年齢や条件によって、保護者の希望する園への入園は大変難しくなっている状況です。

## (3) 待機児童数

平成29年4月1日現在の本市において待機児童者は、ありません。

### 3 桜川市の教育・保育需要の予測について

#### (1) 就学前児童の年齢別人口推移（0歳から5歳まで）

全国規模で少子・高齢化が進行しているなかで、本市では転出超過や出生数の低下などにより人口の減少が続いています。年少人口のうち、0歳～5歳までの人口については、2007（平成19）年2,275人でしたが、2017（平成29）年では、1,505人となり770人も減少（-33.8%）しています。今後も減少していくことものと推計されます。

2007年～2017年の教育・保育施設利用対象人口の推移

（単位：人）

| 年            | 2007 | 2008  | 2009  | 2010  | 2011  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  |       |
|--------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人口<br>推<br>移 | 5歳   | 464   | 407   | 385   | 397   | 384   | 325   | 343   | 311   | 296   | 285   | 298   |
|              | 4歳   | 393   | 390   | 374   | 321   | 362   | 338   | 312   | 295   | 293   | 288   | 285   |
|              | 3歳   | 398   | 370   | 314   | 357   | 342   | 315   | 294   | 290   | 293   | 278   | 234   |
|              | 2歳   | 372   | 314   | 354   | 345   | 309   | 297   | 288   | 294   | 281   | 224   | 249   |
|              | 1歳   | 309   | 351   | 339   | 331   | 291   | 293   | 295   | 278   | 293   | 243   | 210   |
|              | 0歳   | 339   | 340   | 331   | 312   | 283   | 269   | 260   | 233   | 246   | 209   | 229   |
|              | 計    | 2,275 | 2,172 | 2,097 | 2,063 | 1,971 | 1,837 | 1,792 | 1,701 | 1,702 | 1,527 | 1,505 |

#### (2) 教育・保育施設の入園児童と需要の推移

2014（平成26）年4月1日現在の、本市における0歳～5歳の就学前児童数は1,701人です。教育・保育施設への入園児童数は1,065人で、全体の62.6%を占めております。このうち、就学前児童の教育（1号認定）は462人で27.2%、保育（2・3号認定）は603人で35.4%です。2015（平成27）年は710人で41.7%、2016（平成28）年では716人46.9%であることから保育需要は増加傾向にあります。

2017（平成29）年の教育・保育施設の入園申込者1,083人を対象人口の1,505人から見ると、72%が入園を希望しており、全体ではそのうち328人21.8%の教育需要があり、755人50.2%の保育需要があったこととなります。

2014～2017年の施設利用者数と教育・保育需要について

| 年    | 0～5歳<br>人口 | 施設利<br>用者数 | 教 育<br>(1号認定) | 保 育<br>(2号認定<br>3号認定) |
|------|------------|------------|---------------|-----------------------|
| 2014 | 1,701      | 1,065      | 462           | 603                   |
|      |            | 62.6%      | 27.2%         | 35.4%                 |
| 2015 | 1,702      | 1,043      | 333           | 710                   |
|      |            | 61.3%      | 19.6%         | 41.7%                 |
| 2016 | 1,527      | 1,045      | 329           | 716                   |
|      |            | 68.4%      | 21.5%         | 46.9%                 |
| 2017 | 1,505      | 1,083      | 328           | 755                   |
|      |            | 72.0%      | 21.8%         | 50.2%                 |

この表から、0歳～5歳の就学前児童数は、減少傾向にありながらも女性の就業率の向上や保護者の就労形態の多様化に伴い、今後も保育需要の増加が予想されます。また、2014（平成26）年5月と2017（平成29）年10月の年齢別入園児童数を比較すると、乳児（0歳児）・1・2歳児が73人増え269人で年対比では37.2%増加している。平成29年度の755人の入園児童数に対して、乳児（0歳児）・1・2歳児の割合は35.6%を占める結果となっている。

年齢別入園児童数の状況 2014（H26）年 5月

|    | 施設数 | 定員<br>(人) | 乳児<br>(0歳児) | 1・2歳児 | 3歳児   | 4歳児以上 | 合計  |
|----|-----|-----------|-------------|-------|-------|-------|-----|
| 公立 | 4   | 400       | 9           | 79    | 82    | 139   | 309 |
| 私立 | 3   | 340       | 11          | 97    | 51    | 135   | 294 |
| 合計 | 7   | 740       | 196         |       | 133   | 274   | 603 |
| 割合 | —   | —         | 32.5%       |       | 22.1% | 45.4% | —   |

年齢別入園児童数の状況 2017（H29）年 10月

|       | 施設数 | 定員<br>(人) | 乳児<br>(0歳児) | 1・2歳児 | 3歳児   | 4歳児以上 | 合計   |
|-------|-----|-----------|-------------|-------|-------|-------|------|
| 公立    | 3   | 375       | 17          | 109   | 61    | 152   | 339  |
| 私立    | 3   | 407       | 22          | 121   | 87    | 186   | 416  |
| 合計    | 6   | 782       | 269         |       | 148   | 338   | 755  |
| 割合    | —   | —         | 35.6%       |       | 19.6% | 44.8% | —    |
| H26比較 | —   | △42       | △73         |       | △15   | △64   | △152 |

昨今の低年齢児化する保護者の保育ニーズを受けて、2015（平成27）年度からの子ども子育て支援新制度において、定員19人以下の小規模かつ0歳から2歳までを対象に保育を行う、地域型保育事業が創設されました。この制度を活用し、2017（平成29）年12月に、家庭的保育事業（小規模保育事業A型）定員19人以下の保育施設の「星の子ランド」（学校法人古谷野学園）を認可し、需要が増えている0歳～2歳児の保育を実施しています。

これらのことから、就学前児童の教育・保育の対象人口は年々減少していますが、保育需要の高まりと、低年齢児の受入についての体制づくり（職員配置・環境整備）を推進しています。

## 4 桜川市内の教育・保育施設（公立、私立）の比較について

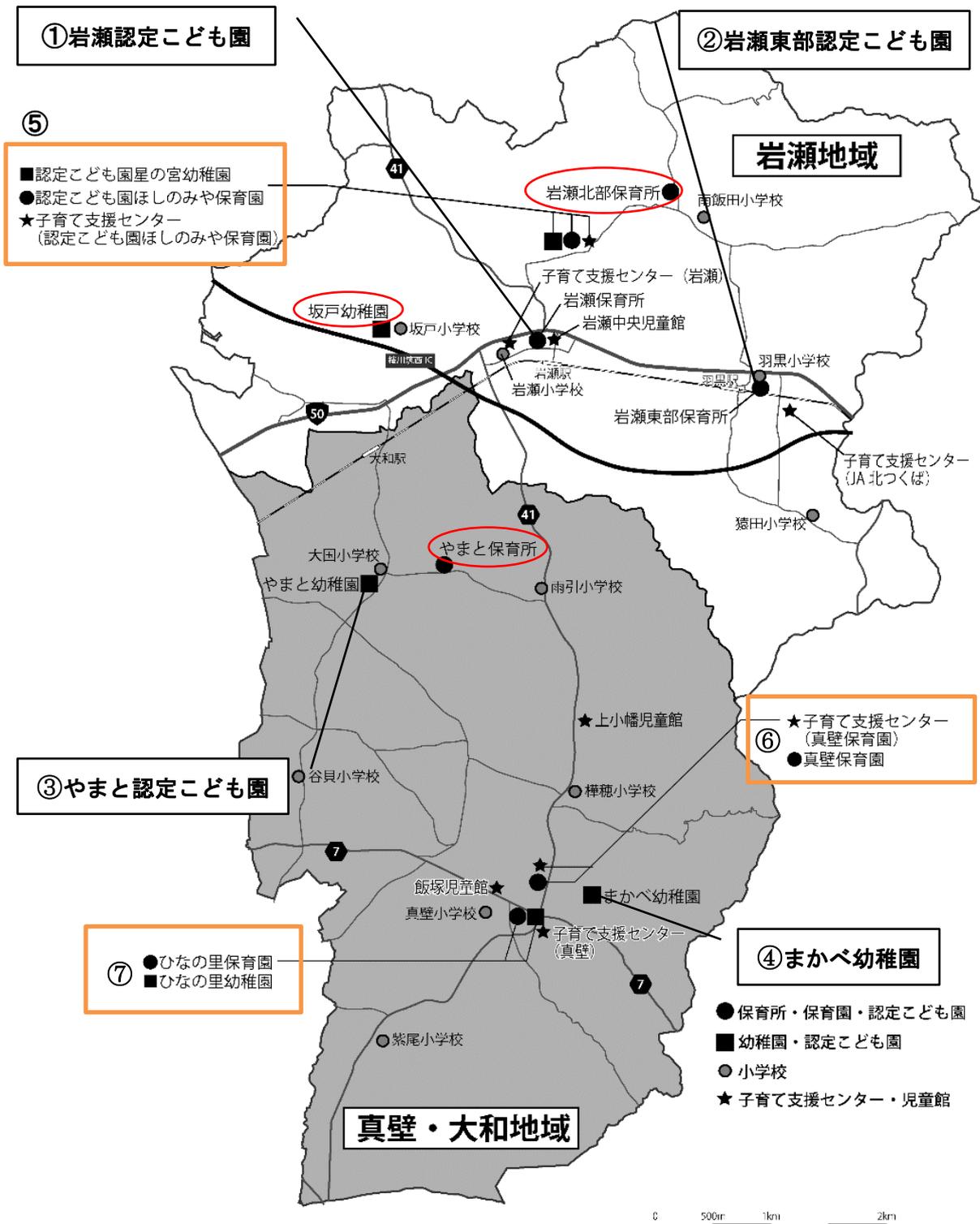
### （1）教育・保育施設の配置状況【認定こども園・幼稚園・保育園】

本市の教育・保育施設の配置状況ですが、公立の教育・保育施設の4園のうち認定こども園は、岩瀬地区に2園（岩瀬・友部）、大和地区に1園（大国）の3か所、幼稚園は真壁地区に1園（真壁町桜井）となっております。また、私立（民間）の教育・保育施設の4園については、認定こども園が岩瀬地区に1園（富谷）、真壁地区に保育園2園（真壁町古城・真壁町田）、幼稚園1園（真壁町田）となっております。

地域的な特徴としては、岩瀬地区では学校区単位で公立が主に保育を担当しており、私立（民間）では就学前教育（幼稚園）を担当してきた経緯があります。大和地区では、私立（民間）の事業参入がなく、就学前教育・保育のどちらも公立で実施してきました。真壁地区では、私立（民間）の保育園・幼稚園が開園されており、公立は就学前（幼稚園）1年だけの教育施設（現在は2年間）として実施してきた特徴があります。

このように、それぞれにある地域事情の関係も含め、公立と私立（民間）が相互に補完しあって、教育・保育を実施してまいりました。

教育・保育施設の配置と概要について



|                               |   |          |                               |      |              |      |    |    |    |  |
|-------------------------------|---|----------|-------------------------------|------|--------------|------|----|----|----|--|
| いわせにんてい こどもえん<br>(公)岩瀬認定こども園  |   |          |                               | 設置者  | 桜川市          |      |    |    |    |  |
|                               |   |          |                               | 所在地  | 西桜川2-29      |      |    |    |    |  |
|                               |   |          |                               | 電話   | 0296-75-2074 |      |    |    |    |  |
| 受入年齢                          | 7か月～  | 3歳～      |                               | 利用定員 |              | 160名 |    |    |    |  |
| 受入認定                          | 3号  | 1号・2号    |                               |      |              |      |    |    |    |  |
| 在所有者数                         | 認可<br>定員  | 利用<br>定員 | 10月<br>在籍                     | 0歳   | 1歳           | 2歳   | 3歳 | 4歳 | 5歳 |  |
| (2号・3号)<br>認定                 | 145   | 145      | 137                           | 9    | 21           | 30   | 23 | 22 | 32 |  |
| (1号)<br>認定                    | 15  | 15       | 15                            | —    | —            | —    | 4  | 4  | 7  |  |
| 合計                            | 160   | 160      | 152                           | 9    | 21           | 30   | 27 | 26 | 39 |  |
| 保育時間                          | 保育標準時間  |          | 7:30～18:30 (延長保育 18:30～19:00) |      |              |      |    |    |    |  |
|                               | 保育短時間   |          | 8:00～16:00 (延長保育 16:00～19:00) |      |              |      |    |    |    |  |
|                               | 教育  |          | 9:00～14:15                    |      |              |      |    |    |    |  |
| 休園日                           | 日曜・祝日・12月29日～1月3日   |          |                               |      |              |      |    |    |    |  |
| クラス編成<br>と<br>職員状況<br>H29.10末 | 9クラス：年長（ぞう・くじら）年中（きりん）年少（ぱんだ）2歳児（うさぎ・こあら）1歳児（ぺんぎん・りす）0歳児（ひよこ）<br>園長1名、副園長1名、保育教諭20名(内臨時等13名)、調理員3名(内臨時等2名)、栄養士1名、看護師1名  |          |                               |      |              |      |    |    |    |  |
| 保育料                           | 保護者の所得税額と児童の年齢により市が決定   |          |                               |      |              |      |    |    |    |  |
| 実費徴収の<br>内容・金額                | 新年度用品：2,000円から11,000円程度（年齢による）<br>保護者会費：500円/月 絵本代：500円/月<br>アルバム代：15,000円/卒園記念（年長児）<br>集合写真代・視覚検診代・遠足代<br>1号認定児の給食代（主食を除く）：2,800円/月<br>一時保育利用料：2,000円/1回 延長保育利用料：500円/1回 |          |                               |      |              |      |    |    |    |  |
| 施設概要                          | 構造 鉄骨平屋建 1,334.20㎡（昭和32年開設 53年改築）<br>敷地面積 3,034.20㎡ 屋外遊戯場 1,700.00㎡   |          |                               |      |              |      |    |    |    |  |
| 事業                            | 一時保育事業、延長保育、障害児保育・特別支援教育  |          |                               |      |              |      |    |    |    |  |

|                                   |   |          |                               |      |              |      |    |    |    |
|-----------------------------------|---|----------|-------------------------------|------|--------------|------|----|----|----|
| いわせとうぶにんてい こどもえん<br>(公)岩瀬東部認定こども園 |   |          |                               | 設置者  | 桜川市          |      |    |    |    |
|                                   |   |          |                               | 所在地  | 友部 170-1     |      |    |    |    |
|                                   |   |          |                               | 電話   | 0296-75-2309 |      |    |    |    |
| 受入年齢                              | 7か月～  | 3歳～      |                               | 利用定員 |              | 135名 |    |    |    |
| 受入認定                              | 3号  | 1号・2号    |                               |      |              |      |    |    |    |
| 在所有者数                             | 認可<br>定員  | 利用<br>定員 | 10月<br>在籍                     | 0歳   | 1歳           | 2歳   | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| (2号・3号)<br>認定                     | 120   | 120      | 114                           | 4    | 6            | 19   | 21 | 27 | 37 |
| (1号)<br>認定                        | 15  | 15       | 19                            | —    | —            | —    | 4  | 8  | 7  |
| 合計                                | 135   | 135      | 133                           | 4    | 6            | 19   | 25 | 35 | 44 |
| 保育時間                              | 保育標準時間  |          | 7:30～18:30 (延長保育 18:30～19:00) |      |              |      |    |    |    |
|                                   | 保育短時間   |          | 8:00～16:00 (延長保育 16:00～19:00) |      |              |      |    |    |    |
|                                   | 教育  |          | 9:00～14:15                    |      |              |      |    |    |    |
| 休園日                               | 日曜・祝日・12月29日～1月3日   |          |                               |      |              |      |    |    |    |
| クラス編成<br>と<br>職員状況<br>H29.10末     | 7クラス：年長（ぞう・くま）、年中（きりん・ぱんだ）、年少（こあら）、2歳児（うさぎ）、2歳児未満（りす）<br>園長1名、副園長1名、保育教諭18名(内臨時等12名)、調理員3名(内臨時等1名)  |          |                               |      |              |      |    |    |    |
| 保育料                               | 保護者の所得税額と児童の年齢により市が決定   |          |                               |      |              |      |    |    |    |
| 実費徴収の<br>内容・金額                    | 新年度用品：2,000円から11,000円程度（年齢による）<br>保護者会費：500円/月 絵本代：500円/月<br>アルバム代：15,000円/卒園記念（年長児）<br>集合写真代・視覚検診代・遠足代<br>1号認定児の給食代（主食を除く）：2,800円/月<br>一時保育利用料：2,000円/1回 延長保育利用料：500円/1回 |          |                               |      |              |      |    |    |    |
| 施設概要                              | 構造 鉄筋コンクリート及び鉄骨モルタル平屋建（一部木造）<br>924.40㎡ （昭和39年開設 63年改築）<br>敷地面積 3,650.96㎡ 屋外遊戯場 2,726.56㎡   |          |                               |      |              |      |    |    |    |
| 事業                                | 一時保育事業、延長保育、障害児保育・特別支援教育  |          |                               |      |              |      |    |    |    |

|                               |   |          |                               |      |              |    |    |    |    |
|-------------------------------|---|----------|-------------------------------|------|--------------|----|----|----|----|
| やまとにんてい こどもえん<br>(公)やまと認定こども園 |   |          |                               | 設置者  | 桜川市          |    |    |    |    |
|                               |   |          |                               | 所在地  | 大国玉 13-1     |    |    |    |    |
|                               |   |          |                               | 電話   | 0296-58-5096 |    |    |    |    |
| 受入年齢                          | 7か月～  | 3歳～      |                               | 利用定員 | 150名         |    |    |    |    |
| 受入認定                          | 3号  | 1号・2号    |                               |      |              |    |    |    |    |
| 在所有者数                         | 認可<br>定員  | 利用<br>定員 | 10月<br>在籍                     | 0歳   | 1歳           | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| (2号・3号)<br>認定                 | 110   | 110      | 88                            | 4    | 11           | 22 | 17 | 15 | 19 |
| (1号)<br>認定                    | 40  | 40       | 27                            | —    | —            | —  | 5  | 11 | 11 |
| 合計                            | 150   | 150      | 115                           | 4    | 11           | 22 | 22 | 26 | 30 |
| 保育時間                          | 保育標準時間  |          | 7:30～18:30 (延長保育 18:30～19:00) |      |              |    |    |    |    |
|                               | 保育短時間   |          | 8:00～16:00 (延長保育 16:00～19:00) |      |              |    |    |    |    |
|                               | 教育  |          | 9:00～14:15                    |      |              |    |    |    |    |
| 休園日                           | 日曜・祝日・12月29日～1月3日   |          |                               |      |              |    |    |    |    |
| クラス編成と<br>職員状況<br>H29.10末     | 5クラス：年長（きりん）、年中（こあら）、年少（うさぎ）、2歳児（りす）、2歳児未満（ひよこ）<br>園長1名、副園長1名、保育教諭15名(内臨時等9名)、調理員3名(内臨時等2名)、看護師1名、行政専門員2名   |          |                               |      |              |    |    |    |    |
| 保育料                           | 保護者の所得税額と児童の年齢により市が決定   |          |                               |      |              |    |    |    |    |
| 実費徴収の<br>内容・金額                | 新年度用品：2,000円から11,000円程度（年齢による）<br>保護者会費：500円/月 絵本代：500円/月<br>アルバム代：15,000円/卒園記念（年長児）<br>集合写真代・視覚検診代・遠足代<br>1号認定児の給食代（主食を除く）：2,800円/月<br>一時保育利用料：2,000円/1回 延長保育利用料：500円/1回 |          |                               |      |              |    |    |    |    |
| 施設概要                          | 構造 鉄筋コンクリート平屋建（一部木造平屋建） 1,375.00㎡<br>（昭和49年開設 平成27年増築）<br>敷地面積 9,758.00㎡ 屋外遊戯場 8,383.00㎡  |          |                               |      |              |    |    |    |    |
| 事業                            | 一時保育事業、延長保育、障害児保育・特別支援教育  |          |                               |      |              |    |    |    |    |

| まかべ ようちえん<br>(公)まかべ幼稚園        |   |      |           |    | 設置者  | 桜川市          |    |    |    |  |
|-------------------------------|---|------|-----------|----|------|--------------|----|----|----|--|
|                               |   |      |           |    | 所在地  | 真壁町桜井 848    |    |    |    |  |
|                               |   |      |           |    | 電話   | 0296-55-3555 |    |    |    |  |
| 受入年齢                          | 4歳～   |      |           |    | 利用定員 | 100名         |    |    |    |  |
| 受入認定                          | 1号  |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
| 在所有者数                         | 認可定員  | 利用定員 | 10月<br>在籍 | 0歳 | 1歳   | 2歳           | 3歳 | 4歳 | 5歳 |  |
| (2号・3号)<br>認定                 | —   | —    | —         | —  | —    | —            | —  | —  | —  |  |
| (1号)<br>認定                    | 210   | 210  | 52        | —  | —    | —            | —  | 22 | 30 |  |
| 合計                            | 210   | 210  | 52        | —  | —    | —            | —  | 22 | 30 |  |
| 教育時間                          | 8:45～15:00  |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
| 休園日                           | 土曜・日曜・祝日・夏季休業日・冬季休業日・年度末休   |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
| クラス編成<br>と<br>職員状況<br>H29.10末 | 2クラス：年長（ばら），年少（すみれ）   |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
|                               | 園長1名，教頭1名，教諭2名，補助教諭2名，一般職非常勤職員1名  |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
| 授業料                           | 保護者の所得税額により市が決定   |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
| 実費徴収の<br>内容・金額                | 給食費：3,800円/月（完全給食）<br>学級費：2,860円/月<br>（親子遠足・卒園アルバム・園外保育・体験保育代等）<br>おやつ代：700円/月 PTA代：350円/月 月刊誌：390円/月<br>臨時徴収はいたしません。   |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
| 施設概要                          | 構造 鉄筋コンクリート造平家一部2階建・鉄骨造平家建<br>（昭和52年4月8日開園・平成13年度より2年保育実施）<br>敷地面積 14,416.00㎡ 園舎面積 1,735.00㎡  |      |           |    |      |              |    |    |    |  |
| 事業                            | 幼稚園教育要領（健康・人間関係・環境・言語・表現の5領域）に基づき、幼児期に相応しい環境の中で、遊び（学び）を通して自主性や創造性を育て、義務教育以降の基礎を培うことを目的として運営している。<br>体験活動の充実（自然体験・社会体験・ふれあい体験・伝統文化体験）<br>特別支援事業の充実（巡回・要請訪問・専門機関との連携・研修等） |      |           |    |      |              |    |    |    |  |

## （２）多様化する保育ニーズへの対応

まず、開設時間について見てみると、私立（民間）の１園が午前 7:00～と最も早く、幼稚園を除くそれ以外では、午前 7:30 から開設しています。

〇歳児保育では、幼稚園を除く公立・私立（民間）の６園すべての園で実施しています。対象年齢は、公立は生後 7 か月から実施しているのに対し、私立（民間）では１園が生後 57 日から、２園が 6 か月からの実施となっており、私立（民間）の方がより低年齢児に対応していることがわかります。

通常の保育開所時間を超えて保育所を開所する延長保育については、公立・私立の 6 園すべての園で実施していますが、公立に比べ私立（民間）の方が早い時間から、また遅い時間までの延長保育を実施しています。また、保護者が病気になった場合などに、一時的に保育を行う一時預かり保育については、公立・私立の 6 園すべての園で実施しています。その他にも、子育て世帯に交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行う、子育て支援センターについては、私立（民間）は 2 園で実施しています。

児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間に、専用スペースで保育を行う病後児保育や、休日・夜間保育については、公立・私立とも実施しておりません。

私立（民間）では多様化する保育ニーズに積極的に対応していることがわかります。これらのことから、公立は基本的にはどの施設においても同一の保育サービスをできる限り提供し、その内容は最も基本的な保育の実施となっていますが、私立（民間）では多様化する保育ニーズに積極的に対応していることがわかります。

教育・保育施設のサービスを一覧にしたものが、次の表です。

| 施設名        | 公立・私立 | 開設時間    |  | 〇歳児保育  |             |                |       |       |      |      |      |             |   |   |
|------------|-------|---------|--|--------|-------------|----------------|-------|-------|------|------|------|-------------|---|---|
|            |       |         |  | 産休明け保育 | 生後 6 か月から保育 | 延長保育           | 障害児保育 | 病後児保育 | 一時保育 | 休日保育 | 夜間保育 | 地域子育て支援センター |   |   |
| 岩瀬認定こども園   | 公立    | 標準(短)教育 | 7:30~18:30<br>8:00~16:00<br>9:00~14:15 | —      | 7か月~        | ~19:00<br>(有料) | ●     |       | ●    |      |      |             |   |   |
| 岩瀬東部認定こども園 | 公立    | 標準(短)教育 | 7:30~18:30<br>8:00~16:00<br>9:00~14:15 | —      | 7か月~        | ~19:00<br>(有料) | ●     |       | ●    |      |      |             |   |   |
| やまと認定こども園  | 公立    | 標準(短)教育 | 7:30~18:30<br>8:00~16:00<br>9:00~14:15 | —      | 7か月~        | ~19:00<br>(有料) | ●     |       | ●    |      |      |             |   |   |
| 星の宮幼保園     | 私立    | 標準(短)教育 | 7:30~18:30<br>8:00~16:00<br>9:00~15:00 | —      | 6か月~        | ~19:00<br>(有料) | ●     |       | ●    |      |      |             | ● |   |
| 真壁保育園      | 私立    | 標準(短)教育 | 7:30~18:30<br>7:30~15:30               | —      | 6か月~        | ~19:00<br>(有料) | ●     |       | ●    |      |      |             | ● |   |
| ひなの里保育園    | 私立    | 標準(短)教育 | 7:00~18:00<br>8:00~16:00               | 57日~   |             | ~19:00<br>(有料) |       |       | ●    |      |      |             |   |   |
| まかべ幼稚園     | 公立    | 教育      | 8:45~15:00                             | —      | —           | —              | —     | —     | —    | —    | —    | —           | — | — |
| ひなの里幼稚園    | 私立    | 教育      | 9:00~15:00                             | —      | —           | ~18:00<br>(有料) | —     | —     | —    | —    | —    | —           | — | — |

### （３）教育・保育施設の運営費の状況

公立認定こども園・幼稚園の運営費は、人件費、施設管理費などの経費からなっていますが、一方、市が私立（民間）認定こども園・幼稚園・保育園に支払う運営費は、国が地域、年齢、定員区分ごとに定めた公定価格単価をベースに算出されます。

私立（民間）の1号認定の場合、運営費から、利用者負担額（授業料）を差し引いた額について、2017（平成29）年度は全国統一費用分：73.4%のうち国が1/2、県1/4、市1/4、地方単独費用分：26.6%のうち県が1/2、市1/2の負担割合で負担します。2号3号認定の場合、運営費から利用者負担額（保育料）を差し引いた額について、国が1/2、県1/4、市1/4の負担割合で負担します。

なお、利用者負担額（市基準）が国の基準を下回って設定される、本市の場合は国基準と市基準の差額を利用者負担額軽減分として、市が独自に負担しています。公立の場合は、利用者負担額を差し引いた額を一般財源（市税等）で負担していますが、その中には国からの交付税が含まれています。以前は授業料・保育料と言われていた利用者負担額は、公立・私立とも同一の料金設定となっています。

※公立施設の運営費については、国・県の負担（補助）割合は、H16年度から三位一体の行財政改革により改正（いわゆる補助金の一般財源化が実施された）一般財源化とは・・・用途を限定する補助金を廃止し、その他地方負担について用途を限定しない一般財源として、「税源移譲」、「交付税措置」により財政的に措置すること。

#### 運営費に対する財政支援の仕組み

| 民間<br>1号認定   | 利用者負担額（国基準）     |                 | 全国統一費用分 72.5%      |                  |                  | 地方単独費用分 27.5%        |                    |
|--------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------------|------------------|----------------------|--------------------|
|              | 市が定める<br>利用者負担金 | 差額<br>桜川市<br>負担 | 桜川市負担<br>72.5%の1/4 | 国負担<br>72.5%の2/4 | 県負担<br>72.5%の1/4 | 県負担<br>27.5%の<br>1/2 | 桜川市負担<br>27.5%の1/2 |
| 民間<br>2.3号認定 | 市が定める<br>利用者負担金 | 差額<br>桜川市<br>負担 | 桜川市 1/4            |                  | 国負担 1/2          | 県負担 1/4              |                    |

※平成29年度全国統一費用分：73.4% ※地方単独費用分：26.6%

| 公立<br>1号認定   | 市が定める<br>利用者負担金 | 差額<br>桜川市<br>負担 | 桜川市負担 |  |  |  | 地方交<br>付税相<br>当額 |
|--------------|-----------------|-----------------|-------|--|--|--|------------------|
| 公立<br>2.3号認定 | 市が定める<br>利用者負担金 | 差額<br>桜川市<br>負担 | 桜川市負担 |  |  |  | 地方交<br>付税相<br>当額 |

## 4 桜川市内の教育・保育施設（公立、私立）の比較について

## H28 年度公立教育・保育施設に係る運営費について

|  |                   |                   |                    |                   |                    | (単位：円)       |
|--|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|
|  | 岩瀬認定<br>こども園      | 岩瀬東部<br>認定こども園    | やまと認定<br>こども園      | まかべ<br>幼稚園        | 合 計                | 割 合          |
| 職員給与関係費  |                   |                   | 237,411,197        | 38,242,320        | 275,653,517        | 60.4%        |
| 嘱託職員報酬   |                   |                   | 45,306,080         | 0                 | 45,306,080         | 9.9%         |
| 一般非常勤職員報酬  |                   |                   | 13,749,816         | 1,523,460         | 15,273,276         | 3.3%         |
| 共済費  |                   |                   | 238,633            | 0                 | 238,633            | 0.1%         |
| 臨時職員賃金   |                   |                   | 12,856,527         | 0                 | 12,856,527         | 2.8%         |
| 旅費   |                   |                   | 1,199,700          | 38,460            | 1,238,160          | 0.3%         |
| <b>計</b>   |                   |                   | <b>310,761,953</b> | <b>39,804,240</b> | <b>350,566,193</b> | <b>76.9%</b> |
| 報酬   | 191,600           | 187,500           | 183,000            | 384,000           | 946,100            | 0.2%         |
| 報償費  | 107,170           | 106,560           | 122,720            | 152,427           | 488,877            | 0.1%         |
| 需用費  | 33,751,591        | 4,693,090         | 5,999,518          | 2,406,496         | 46,850,695         | 10.3%        |
| 役務費  | 373,331           | 341,233           | 399,916            | 326,763           | 1,441,243          | 0.3%         |
| 委託料  | 997,118           | 853,263           | 4,670,107          | 8,431,122         | 14,951,610         | 3.3%         |
| 使用料及び賃借料   | 371,617           | 93,947            | 314,581            | 1,017,649         | 1,797,794          | 0.4%         |
| 工事請負費※1  | 3,270,510         | 2,150,280         | 29,447,161         | 0                 | 34,867,951         | 7.6%         |
| 原材料費   | 45,000            | 32,000            | 25,740             | 28,480            | 131,220            | 0.0%         |
| 備品※2   | 178,237           | 2,821,761         | 669,838            | 0                 | 3,669,836          | 0.8%         |
| 負担金  | 109,845           | 93,495            | 89,130             | 60,160            | 352,630            | 0.1%         |
| <b>計</b>   | <b>39,396,019</b> | <b>11,373,129</b> | <b>41,921,711</b>  | <b>12,807,097</b> | <b>105,497,956</b> | <b>23.1%</b> |
| <b>合計</b>  |                   |                   | <b>403,452,812</b> | <b>52,611,337</b> | <b>456,064,149</b> |              |
| <b>※1・2を除く<br/>運営費合計</b>   |                   |                   | <b>364,915,025</b> | <b>52,611,337</b> | <b>417,526,362</b> |              |
| 利用者負担金（円）  |                   |                   | 77,088,710         | 7,248,800         | 84,337,510         |              |
| 延べ利用者数(人)  |                   |                   | 4,678              | 696               | 5,374              |              |
| 月1人当たりの経費（円）   |                   |                   | 61,528             | 65,176            | 62,000             |              |
| 年間1人当たりの経費（円）  |                   |                   | <b>738,332</b>     | <b>782,113</b>    | <b>744,002</b>     |              |
| ※H28年度事業では、認定こども園への体制移行に対応するため、工事や備品購入が発生したため、上記年間1人当たりの経費計算では除いている。 |                   |                   |                    |                   |                    |              |

資料：平成28年度桜川市決算書より

#### （４）運営コストの比較

公立認定こども園・幼稚園の運営費は、平成28年度の決算額で、4園で約4億5千6百万円を支出しています。一方、国の基準等に基づいて、私立（民間）の認定こども園・幼稚園・保育園に支払った運営費の総額は4園で約1億2千百万円でした。

公立と私立（民間）の運営費コストを、特別保育事業等を除く概算額で比較した場合、平成28年度児童一人あたりの平均運営コストは、公立の施設で約93万円でした。私立（民間）施設の約76万円に比べて、高いコスト運営になっています。公立が高いのは保育士や幼稚園教諭一人あたりの人件費が高くなっていることが主な原因として考えられます。

市負担額による児童一人あたりの比較では、公立の教育・保育施設運営費に対する国県の負担金が一般財源化されたことにより、公立に入園する児童すべての運営費は市費で賄われており、市費負担額は約75万円となり、私立の約21万円と比較して、約3.5倍近い費用が市費負担となっています。

#### 平成28年度 桜川市教育・保育施設年間経費の比較

【私立（民間）】：星の宮幼保園 眞壁保育園 ひなの里保育園 ひなの里幼稚園

| (単位：円)             |             |             |                 |             |            |             |       |                |                |
|--------------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|------------|-------------|-------|----------------|----------------|
|                    | 運営費         | 国の徴収基準      | 利用者負担金<br>(保育料) | 国負担額        | 県負担額       | 市負担額        | 延児童数  | 児童1人当/<br>市負担額 | 児童1人当/<br>年間経費 |
| 民間保育園・<br>認定こども園合計 | 415,284,936 | 156,672,400 | 61,793,100      | 119,288,907 | 69,661,815 | 109,857,564 | 6,374 | 206,823        | 781,835        |
| 民間幼稚園合計            | 38,385,960  | 11,507,050  | 自園徴収            | 8,161,385   | 9,358,762  | 11,437,813  | 790   | 173,739        | 583,078        |
| 合計                 | 453,670,896 | 168,179,450 |                 | 127,450,292 | 79,020,577 | 121,295,377 | 7,164 | 203,175        | 759,918        |
| 1人当たり給付費           | 759,918     | 281,708     |                 | 213,485     | 132,363    | 203,175     |       |                |                |

【公立】：岩瀬認定こども園 岩瀬東部認定こども園 やまと認定こども園 まかべ幼稚園

|          | 年間事業費       | 国の徴収基準 | 利用者負担金<br>(保育料) | 国負担額 | 県負担額 | 市負担額        | 延児童数  | 児童1人当/<br>市負担額 | 児童1人当/<br>年間経費 |
|----------|-------------|--------|-----------------|------|------|-------------|-------|----------------|----------------|
| 公立幼稚園    | 52,611,337  |        | 7,248,800       | 0    | 0    | 45,362,537  | 696   | 782,113        | 907,092        |
| 公立認定こども園 | 364,915,025 |        | 77,088,710      | 0    | 0    | 287,826,315 | 4,678 | 738,332        | 936,080        |
| 合計       | 417,526,362 |        | 84,337,510      | 0    | 0    | 333,188,852 | 5,374 | 744,002        | 932,325        |
| 1人当たり給付費 | 932,325     |        |                 | 0    | 0    | 744,002     |       |                |                |

## 5 公立教育・保育施設の課題

### (1) 施設関係

本市の公立教育・保育施設は、岩瀬東部認定こども園を除いては、いずれも昭和56年6月の建築基準法改正前の基準で建築された建物であり、老朽化も進んでおり耐震面での不安もあることなどから、将来を考えると建替えや大規模改修が必要な状況となっています。また、やまと認定こども園は、幼稚園として建てられた施設ということもあり、部屋数が少なく混合保育となっていることや、0歳児～3歳児までの特に低年齢児を対象とした保育環境を整えるために、沐浴室・トイレ・段差解消など、一部に施設面での課題が残っています。

公立教育・保育施設の建物状況

| 施設名        | 定員(人) | 開設年度 | 建設年度 | 経過年数 | 構造                | 建物延べ面積(m <sup>2</sup> ) | 昭和57年以降に建設 | 昭和56年以前に建築 | 耐震診断 | 耐震対策 |
|------------|-------|------|------|------|-------------------|-------------------------|------------|------------|------|------|
| 岩瀬認定こども園   | 160   | S32  | S53  | 39年  | 鉄骨平屋建             | 1,329.60                |            | ○          | 調査済  | 不要   |
| 岩瀬東部認定こども園 | 135   | S39  | S63  | 29年  | 鉄骨モルタル平屋建(一部木造)   | 904.06                  | ○          |            | 不要   |      |
| やまと認定こども園  | 150   | S49  | S49  | 43年  | 鉄筋コンクリート平屋造       | 1,375.27                |            | ○          | 調査済  | 不要   |
| まかべ幼稚園     | 100   | S52  | S52  | 40年  | 鉄筋コンクリート平屋造一部2階建て | 1,735.00                |            | ○          | 調査済  | 不要   |

※公立教育・保育施設の建設費については、国・県の負担(補助)割合は、2005(平成17)年度から運営費と同様に、三位一体の行財政改革により改正(いわゆる補助金の一般財源化が実施された)一般財源化とは・・・用途を限定する補助金を廃止し、その他地方負担について使を限定しない一般財源として、「税源移譲」「交付税措置」により財政的に措置すること。

### 建設費に対する財政支援の仕組み

| 総事業費  |                |                |                  |                   |
|-------|----------------|----------------|------------------|-------------------|
| 民間事業者 | 市負担<br>基準額の1/4 | 国負担<br>基準額の2/4 | 事業者負担<br>基準額の1/4 | 事業者負担<br>基準額を超える分 |
| 基準額   |                |                |                  |                   |

## 建設費に対する財政支援の仕組み

|    |              |
|----|--------------|
|    | 総事業費         |
| 公立 | 市負担<br>10/10 |
|    | 基準額          |

## (2) 職員（保育士・幼稚園教諭）の雇用状況

2017（平成29）年12月1日現在、園長と保育者（保育士・幼稚園教諭）、事務員等を合わせた正規職員数36人に対して、臨時職員は44人となっております。正規職員の採用を控えてきたこともあり、クラス担任に臨時職員を配置せざるを得ない状況となっております。また、3歳未満児（保育ニーズの低年齢化）や障害児など発達が気になる児童の入園が増えており、その対応のために（加配・補助員の雇用）今後も臨時職員の増加が予想されます。

## 公立教育・保育施設における職員（保育士・幼稚園教諭）の雇用状況

| 施設名        | 正職員 |             |              |        | 臨時職員            |                |         |     |    |              |         | 保育士・幼稚園教諭総数 | うち常勤保育士・幼稚園教諭(a+b) | 常勤保育士・幼稚園教諭のうち臨時職員の比率 b / (a+b) | 施設職員全体のうち臨時職員の比率 B / (A+B) |
|------------|-----|-------------|--------------|--------|-----------------|----------------|---------|-----|----|--------------|---------|-------------|--------------------|---------------------------------|----------------------------|
|            | 園長  | 保育士・幼稚園教諭 a | 事務員・調理員・用務員等 | 正職員計 A | 保育士・幼稚園教諭(常勤) b | 保育士・幼稚園教諭(パート) | 補助員(加配) | 看護師 | 計  | 事務員・調理員・用務員等 | 臨時職員計 B |             |                    |                                 |                            |
| 岩瀬認定こども園   | 1   | 8           | 2            | 11     | 9               | 3              | 1       | 1   | 14 | 2            | 16      | 20          | 17                 | 52.9%                           | 59.3%                      |
| 岩瀬東部認定こども園 | 1   | 7           | 2            | 10     | 10              | 1              | 1       | 0   | 12 | 1            | 13      | 18          | 17                 | 58.8%                           | 56.5%                      |
| やまと認定こども園  | 1   | 8           | 2            | 11     | 5               | 3              | 1       | 1   | 10 | 2            | 12      | 16          | 13                 | 38.5%                           | 52.2%                      |
| まかべ幼稚園     | 1   | 3           | 0            | 4      | 0               | 0              | 2       | 0   | 2  | 1            | 3       | 3           | 3                  | 0.0%                            | 42.9%                      |
| 合計         | 4   | 26          | 6            | 36     | 24              | 7              | 5       | 2   | 38 | 6            | 44      | 57          | 50                 | 48.0%                           | 55.0%                      |

- 保育士・幼稚園教諭(常勤) a には、副園長、再任用保育士含む
- 正職の事務員・調理員・用務員等には、栄養士、再任用事務員含む
- 保育士・幼稚園教諭(常勤) b は、週5日フルタイム7:45勤務のもの
- 保育士・幼稚園教諭(パート)は、上記以外の者
- 臨職の事務員・調理員・用務員等は、看護師・調理員補助含む

### (3) 多様な教育・保育ニーズへの対応

公立教育・保育施設においては、新たなサービスを拡充しようとした場合、公立全ての施設で一斉に対応することが求められます。また、継続性を検討しながら条例・予算化する等に相当な時間を必要とします。私立（民間）の教育・保育施設のような、長時間の保育や乳児保育など多様な保育ニーズへの迅速な対応や、地域ごとのニーズに応じた事業展開などが可能である反面、公立の施設では個々の施設での柔軟な教育・保育運営を行うことについて、難しい課題があるのが現状です。

### (4) 運営関係

公立の教育・保育施設の運営費は、保護者から徴収した保護者負担額（保育料・授業料）を除いた額を、すべて一般財源で賄わなければならないとともに、教育・保育施設の新設、建替えや大規模改修を行う場合でも、私立（民間）の施設事業者は、国・県・市からの補助があるのに対し、公立施設については、国・県からの補助がなく、運営費及び施設整備費に対する市の財政負担が大きくなるという課題があります。

## 6 公立教育・保育施設の今後のあり方・方向性

公立教育・保育施設のあり方検討委員会において、本市の幼児教育や保育の今後のあり方を検討した結果、民営化を進めることについて反対する意見はなかった。

しかし移管先として社会福祉協議会を想定していることについては、いくつかの意見があがった。

社会福祉法人が経営する認定こども園では、教育施設として位置付けられた幼稚園での教育を、今後どの程度受け止めて実施していくのかが懸念される。保育活動だけでなく、学校教育として実施している幼児教育が、保育化してしまわないようにする必要がある。桜川市の子供たちをどう教育し、大人にしていくのかを考え、10年20年先を見据え財政面でのメリットだけにとらわれず、教育・保育の質を低下させないように丁寧に移管していく必要があるのではないかと意見があがった。

また、十分な研修機会を設け、保育教諭等の質が低下しないようにするための努力をしてほしい等の助言があり、協議会を設置し、公立と私立（民間）が一同に会し切磋琢磨できる場を組織することを要望する。

移管先の選定方法についても、社会福祉協議会に限定せず、条件を付して公募プレゼン等により選ぶ方法もあるのでは、との意見もあった。

以上の意見を踏まえ、今後民営化を進めるうえでは、現在実施している認定こども園の教育・保育の持続性が図られるよう、市と民間事業者が連携して教育保育を行い、段階的に移行することが望ましい。

また、多様化する教育・保育ニーズに的確に対応するとともに、地域における子育て支援の一義的機能を担い、障がいを含わせもつ子や行動が気になる子、家庭環境等により配慮を必要とする子への支援は、公立施設の重要な役割のひとつと考えるため、公立施設を1園は残すことが望ましいと考える。

民営化による移管先事業者の選定については、これまでの公立が実施してきた教育・保育内容や、運営方針・体制等を継続し、児童や保護者への不安を最小限にとどめることが理想的であるとし、対応が可能とされる社会福祉協議会を想定して検討を重ねてきたが、公募による選定についても併せて検討すべきとの意見もあることから、桜川市の教育・保育の現状や地域性なども踏まえ、慎重な決定を望みます。

なお、公立幼稚園の今後のあり方については、出生数の減少に伴い、入園児

が年々減少しており、社会性や集団性などの、子どもたちにとって大事な資質を養っていくための機関としては、不十分ではないかとの見解もあり、今後のあり方や園の存続については行政の判断に委ねることとする。

本市の将来を担う子どもたちの健全な成長を保障するため「多様な教育・保育ニーズへの弾力的な対応」、「安心安全な教育・保育環境の整備」、「効率的な運営ができる施設の適正配置」の視点から、この「報告書」に基づき、詳細なガイドラインを策定し遂行することによって、更なる子育て支援の充実が図られることを期待し桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会の報告とする。

## 桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 桜川市の公立教育・保育施設が老朽化しているなかで、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、就労と子育ての両立を支援するための将来を見据え、これからのあるべき姿を検討するため、桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- （1） 公立教育・保育施設のあり方に関すること。
- （2） 公立教育・保育施設の運営方針・方法に関すること。
- （3） その他必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 保護者の代表
- （3） 議会の代表
- （4） 教育関係者
- （5） 児童福祉関係者
- （6） 行政関係者
- （7） その他市長が認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部児童福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。

桜川市公立教育・保育施設のあり方検討委員会名簿

(敬称略、選出区分別)

| 委員選出区分  | 氏 名     | 役職等                          |
|---------|---------|------------------------------|
| 識見を有する者 | 福田 洋子   | 常磐短期大学教授<br>幼児教育保育学科長        |
| 識見を有する者 | 中原 智子   | 県西総合病院院長<br>子ども子育て会議委員長      |
| 保護者の代表  | 大山 ユミ   | 岩瀬認定こども園保護者                  |
| 保護者の代表  | 君島 雅俊   | 岩瀬東部認定こども園保護者                |
| 保護者の代表  | 小口 鉄矢   | やまと認定こども園保護者                 |
| 保護者の代表  | 増淵 利江   | まかべ幼稚園保護者                    |
| 議会の代表   | 鈴木 裕一   | 文教厚生常任委員会委員長                 |
| 議会の代表   | 菊池 伸浩   | 文教厚生常任委員会委員                  |
| 教育関係者   | ◎ 松崎 茂樹 | 前教育委員会教育委員                   |
| 教育関係者   | 杉山 男    | 坂戸小学校校長                      |
| 児童福祉関係者 | ○ 大島 均  | 子ども子育て会議委員<br>次世代育成支援対策協議会委員 |
| 行政関係者   | 阿久津 裕治  | 総務部長                         |
| 行政関係者   | 宮山 孝夫   | 教育部長                         |
| 行政関係者   | 上野 荘司   | 保健福祉部長                       |

◎委員長 ○副委員長